

診療報酬の適正な水準の確保と地域医療を守ることを求める意見書

報道によれば2018年度の診療報酬改定について、診療報酬の本体部分を引き上げ、薬価等については引き下げる方針を固めたとされています。方向としては2016年度改定と同様に診療報酬の実質的な引き下げです。

厚生労働省によって医療機関の経営状況を調べた2016年度の医療経済実態調査によると、精神科を除く一般病院全体では利益率がマイナス4.2%の赤字で、15年度から0.5ポイント悪化、1967年度の調査開始以来、3番目に低かったことが明らかになりました。一般病院のうち国立の利益率はマイナス1.9%、とりわけ大きいのが、都道府県立などの公立病院がマイナス13.7%という赤字で深刻な状況に陥っています。これまでの診療報酬の削減・抑制が医療機関の経営に大きな影響をおよぼしています。安心・安全の医療を国民に安定して提供するために、医療の質を損なわないよう診療報酬の適正な水準を確保することが必要です。それにより医療機関の経営が守られ、適切な医療提供体制を確保し、国民生活を支えることが出来ます。

また、前述の調査結果からも明らかなように公立病院の経営は依然として深刻です。地方交付税による財政措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっています。医師・看護師不足のために、一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も懸念されます。地方の医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に拍車をかけることにつながりかねません。

よって、国においては、地域医療を守り、国民医療の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 医療機関の経営を安定化するために必要な診療報酬の適正な水準を確保すること。
2. 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。
3. 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月15日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣